

研修「審査官・審判官の『審査』と特許行政の取り組み」 開催報告

2018年10月30日に、「審査官・審判官の『審査』と特許行政の取り組み」をテーマとした研修を開催しました。幅広い登録年数の27人の皆様に受講頂くことができました。

今回の研修では、特許庁の審査官・審判長を務め、現在は大阪工業大学教授である、弁理士の杉浦淳先生をお迎えし、審査官や審判官がどのようにして進歩性の判断を行っているのか、及び特許庁が打ち出したデザイン経営や標準必須特許（SEP）ガイドラインなどの最新の特許行政の内容について、ご自身の実体験に基づいてお話をいただきました。



具体的には、IoT、AI等による第四次産業革命の実現に向けたIoT関連技術等の特許審査の事例として、3Dプリンティング関連技術の発明該当性についてご講義頂きました（審査ハンドブック付属書A、B参照）。

また、H27の特許・実用新案審査基準改定により、該審査基準の記載を簡潔かつ明瞭なものとする一方、有用な事例、裁判例の他、上述したように特定技術分野への適用例等は特許・実用新案審査ハンドブックに移行したことをご説明頂きました。

さらに、「イノベーションと知的財産」に関して、ブランド構築とイノベーションに資するデザインを活用した経営手法である「デザイン経営宣言」、企業理念、事業コンセプト、知財等の資源をどのように用いて価値を生み出しているのかを把握・デザインする「経営のデザイン」、標準必須特許（SEP）を巡る課題と制度的対応として、SEPのライセンス交渉、標準必須性に係る判断のための判定（特許法第71条）の利用等についてもご講義頂きました。

講習の後は、杉浦先生を含む15名で懇親会の場に移動し、特許庁への日ごろの疑問にお答えいただくなど、和気あいあいと講師、受講者の皆で交流を図ることができました。

今回の研修開催につき、ご参加、ご協力頂いた皆様につきましては、本当にありがとうございました。（文責：藤本）

